

# 「適正な工期設定等による働き方改革の推進に関する調査」 調査結果（民間発注者）

## ▶ 工期設定の状況

### 発注者の6割が「受注者と協議して」工期を設定

発注者の6割以上が、工期の設定は「受注者と協議して設定することが多い」（64.3%）と回答した。特に、「住宅不動産」でその回答割合が高い（84.2%）。

ただし、「電力」業界については、「自社単独で設定する」とした回答が大半（80.0%）となっている。

＜参考＞ P03\_Q1-1: 工期の設定方法 (SA)

### 工期変更や一時中止はほとんどの企業が経験している

発注者の9割以上が、「工期変更」を経験している（92.9%）。一方で、受注者側（建設企業）が「工期変更があった」と回答した割合は4割未満にとどまっており、発注者と比べると高い数値となっている。

＜参考＞ P05\_Q1-3: 工期変更や一時中止があった工事の有無 (MA)

### 工期変更を引き起こす最多要因は「関連工事との調整」

工期変更を行った理由として、最も多くの発注者が挙げたのが「関連工事との調整」（64.1%）である。中でも「鉄道」「電力」において割合が高かった。

また、「住宅不動産」分野では、「悪天候・自然災害」が6割近く（56.3%）と最も多く、当事者の責ではない外的要因により、当初予定の作業日数が確保できず、工期変更が必要となっている。

＜参考＞ P06\_Q1-4: 工期変更の理由 (MA)

### 発注者の大半は「十分に条件明示している」とするが、受注者側の認識とは差がある

発注者の9割以上（92.7%）が、工期に関する条件を「（十分に・概ね）明示している」とした。一方、受注者側（建設企業）が「（十分に・概ね）明示されている」と回答した割合は7割以下にとどまっており、受発注者間で認識に差異があることが伺える。

＜参考＞ P07\_Q1-5: 契約時、工程に影響を与える条件の明示の有無 (SA)

## ▶ 適正工期の確保に向けた取組

### 現時点で工期設定における変化はまだ乏しい

中央建設業審議会が作成・勧告した「工期に関する基準」については、発注者の8割以上が「おおよその内容を知っている」と回答したものの、実際の工期設定は、まだ「あまり大きな変化はない」(76.2%)との回答が多数を占めた。ただし、「住宅不動産」業界においては、「適正な工期の工事発注が増えている」(36.8%)との回答が比較的多かった。

〈参考〉 P11\_Q2-2: 工期の適正な設定に関する状況(SA)

### 受発注者双方の更なる取組が必要

適正工期を確保するための有効な方法として、発注者の8割が「受注者が、発注者に施工に必要な工期を説明すること」を挙げた(81.0%)。一方で、建設企業を対象とした調査では「注文者の理解」(76.0%)が重要との回答が多かったことを踏まえると、受発注者双方の更なる説明や理解が必要ということが伺える。

〈参考〉 P12\_Q2-3: 適正な工期設定のために必要なこと(MA)

#### 【調査の概要】

調査対象	電気・鉄道・住宅・不動産業界の大手企業 42 社 (電気事業連合会5社、(一社)日本民営鉄道協会 13 社、(一般)住宅生産団体連合会6社、(一社)不動産協会 13 社、JR5社)
調査時点	令和4年1月1日現在(令和2年9月以降に請け負った工事)
調査項目	工期設定にあたっての受発注者間の協議の有無／工期設定で重視する項目／工期変更の理由／週休二日制での契約割合／「工期に関する基準」等の認知度／適正な工期設定のために必要なことなど
回答企業数	42 社(すべて有効回答)